

入札監理小委員会における審議の結果報告

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

厚生労働省所管の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務について、平成21年6月から2年10か月間の契約により、民間競争入札の落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。これに基づき、厚生労働省より提出された実施要項（案）について、入札監理小委員会において審議したのでその結果を以下のとおり報告する。

1. 対象となる業務内容について（実施要項9～12頁）

【論点】

調査対象名簿について第一次名簿（5月1日現在）と追加名簿（9月30日現在）があり、2回に分けて提供されるため、調査票の送付までの工程が二段階となるが、作業効率の面等から、二段階としないことはできないか。【意見募集で出された意見】

【対応】

二段階で作業を行っても効率性の面ではそれほど影響はないと考えている、等の説明があり、今回はやむを得ないと判断したが、今回の事業実施を通じ作業工程が二段階になることでどの程度コスト増となるのか検証できるようにしておくことを厚生労働省と確認した。

2. サービスの質（要求水準）について（実施要項14～15頁）

【論点】

上回らなければならない回収率として、調査票の種類別に一律80%と設定しているが妥当か。

【対応】

過去の同様の手法（郵送）による調査における実績と、統計の継続性の面から確保したい回収率とを勘案して設定したものであり、妥当であると判断した。

3. 契約金の支払いについて（実施要項15頁）

【論点】

今回の事業では年度毎に実施する業務量が異なるため、契約金について年度毎にどのような配分で払われることになるのか、明確に記載すべき。

【対応】

「落札者が決定した後、各年度ごとの業務量を踏まえ落札者と厚生労働省が協議を行い、各年度ごとの契約金の支払額を決定する」旨、記載することとした。

4. その他（実施要項51頁）

【論点】

従来経費として物件費に計上されている「謝礼品費」とはどのようなものであり、今回の事業では謝礼品の支給についてどのように考えているのか、不明確ではないか。

【対応】

謝礼品費についての注記を追加するとともに、今回の事業においては謝礼品の支給は行わない旨、明記することとした。

以 上